

随意契約等見直し計画

平成 22 年 6 月
独立行政法人電子航法研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

| | 平成20年度実績 | | 見直し後 | |
|------------|---------------|----------------------|----------------|----------------------|
| | 件数 | 金額(千円) | 件数 | 金額(千円) |
| 競争性のある契約 | (91.5%) 97 | (97.1%) 1,057,010 | (95.2%) 101 | (98.2%) 1,069,439 |
| 競争入札 | (91.5%) 97 | (97.1%) 1,057,010 | (95.2%) 101 | (98.2%) 1,069,439 |
| 企画競争、公募等 | (0%) 0 | (0%) 0 | (0%) 0 | (0%) 0 |
| 競争性のない随意契約 | (8.5%) 9 | (2.9%) 31,738 | (4.7%) 5 | (1.8%) 19,308 |
| 合 計 | (100%) 106 | (100%) 1,088,748 | (100%) 106 | (100%) 1,088,747 |

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一

層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

| 実績 | 件数 | 金額(千円) |
|-------------|-------------|------------------|
| 競争性のある契約 | 97 | 1,057,010 |
| うち一者応札・一者応募 | (66%) 64 | (44%) 464,832 |

(注) 上段 () は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

| 見直し方法等 | 件数 | 金額(千円) |
|--------------------------|---------------|--------------------|
| 契約方式を変更せず、条件等の見直しを実施(注1) | (98.4%) 63 | (99.7%) 463,624 |
| 仕様書の変更 | 36 | 238,453 |
| 参加条件の変更 | 0 | 0 |
| 公告期間の見直し | 41 | 213,443 |
| その他 | 63 | 463,624 |
| 契約方式の見直し | (0%) 0 | (0%) 0 |
| その他の見直し | (1.6%) 1 | (0.3%) 1,208 |
| 点検の結果、指摘事項がなかったもの | (0%) 0 | (0%) 0 |

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 () は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。

(2) 随意契約等の見直し

①研究開発、調査研究等について、総合評価落札方式による一般競争入札を導入するべく、総合評価方式の実施要領を策定した。

②契約監視委員会より、競争性のある契約が妥当と判断された電話回線契約については、最も有利で適切な競争ができるかを合理的に検討し、早期に検討結果を取り纏め、適切な競争契約への移行を実施する。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 仕様書の内容の見直し

具体的かつ詳細に明示し、性能要件で記載する等、更なる仕様の明確化に努める。

② 公告期間の延長

十分な準備期間を増やすため、休日を除いて10日以上公告期間について、調達内容・規模により公告期間の更なる延長に努める。

③ 複数見積の徴取

応札者を増やすため、複数者から必ず見積りを徴取する様努める。

④ 情報提供の拡充

RSS 配信による情報提供を進めているが、複数応札の実現に向けて、メルマガ等のより効果的な情報提供を進める。

⑤ 複数年契約の導入

当初の機器・ソフトウェアの製造・購入と追加調達・機能追加・保守等を可能な範囲で一括して行い競争の適用拡大に努める。

⑥ 公募競争契約等の適用

独占的であることが明らかなものについては、公募競争契約等、適切な契約方式を検討する。

(4) その他

調達情報の共有化

事業者に関する情報を内部で共有すること及び予定価格についても過去事例を参考とすることにより、更なる査定作業の効率化と精度の向上に資する様努める。